

定款

§ 1 名称、所在地

本会の名称は“**Deutsch-Japanischer Verein für kultursensible Pflege**”(DeJaK-Tomonokai) 文化を配慮した介護:DeJaK-友の会とし、ボーフム市の簡易裁判所の法人登記簿に登記されている。本会は“e.V.”を付記して、その所在地をボーフム市に置く。

§ 2 会の目的

本会は、日本の文化的背景を配慮した介助・介護を振興する。租税通則法(AO= Abgabenordnung)第52条2項に則り、本会の目的として下記の項目が特記される。

- ・ 市民・職業教育の奨励
- ・ 高齢者・障害者介助の奨励
- ・ 国際的な視野、文化のあらゆる分野に於いて寛大な姿勢の奨励
- ・ 民族間相互理解の奨励

定款の目的は殊に以下を通じて実現される：

- ・ 情報交換や企画作成のための定期的な会合
- ・ 専門知識や法的条件の収集と評価
- ・ 講演、セミナーや会議の準備と実施
- ・ 介護に携わる専門家の研修・再教育を目的とする海外留学の企画と実施
- ・ 基盤となる情報プールの創設と維持
- ・ 日独の研究所や大学との協力・共同作業
- ・ 地域のネットワークとボランティア活動の強化あるいは創設
- ・ 科学や実践的分野の国際交流の企画と実施
- ・ 広報活動

本会は、租税通則法(第58条～68条)の“税優遇目的”章のその都度有効な版に則り、公益的目的のみを追求するものとする。本会自体の経済的目的を第一に追求してはならず、利他的に活動をする。

本会の資金は定款に準拠した目的のみに使用されなければならない。会員は本会の資金から贈与金を受けないものとする。

会の目的にそぐわない支出や膨大な額の謝礼によって如何なる人でも優遇されてはならない。

§ 3 会員資格の取得

完全な行為能力を備えた自然人、及び法人は誰もが会員になれる。本会への入会申請は書面で行い、入会の諾否を決定する役員会宛とする。本会の目的にそぐわない場合、入会は拒否されるものとする。会員資格は他人に譲渡または世襲できないものとする。

§ 4 会員資格の終了

会員資格は以下の理由により終了する。

- 死亡
- 自由意志による退会
- 除名

自由意志による退会は役員会宛に書面により表明する。

本会の利益を著しく損なった場合、当該会員は役員会決議により、会を除名されることがある。

§ 5 会費

各会員より会費を徴収するものとする。会費の金額と支払い方法は会員総会により決定される。

§ 6 会の機関

本会の機関は役員会と会員総会である。

§ 7 役員会

1. 役員会は以下で構成される。

- a) 代表
- b) 副代表
- c) 副代表
- d) 会計
- e) 書記

本会は、非司法上及び司法上、(民法第26条の定めるところにより)役員会構成員のうち2名の役員によって代表される。

役員会は会員総会において、出席会員の単純多数決の採決により2年任期で選出され、事後選挙まで役職に留まる。選挙は挙手による公開選挙で執り行われる。発議があれば選挙は秘密方式で実施されるものとする。複数の役員会役職を一人が兼任することは認められない。再選は認められる。

役員会の役職は基本的に無報酬とする。名誉職の職務遂行に伴う、現金の立替、旅費等は支払われるものとする。役員会成員が任期中に退会した場合、役員会はその退会者の残任期間を補充するため、代理人を選出する。

役員会の職務は当会のすべての業務を執り行い、会員総会で決議した事項を実行することである。

§ 8 会員総会

会員総会は必要に応じ、但し少なくとも一年に一回、役員会が招集する。案内は、議題を記載の上、役員会が3週間前までに書面にて通知する。会員は総会の15日前までに議題への提議を提出できる。議題は主として以下の事項を含むものとする。

- a) 年次報告
- b) 決算報告
- c) 報告書に関わる討議
- d) 役員の免責
- e) 新役員を選出
- f) 年会費の額の決定
- g) 定款の確定及び変更
- h) 会員より提出された提議事項の議決

臨時総会は以下の場合に招集される。

本会にとり緊急の重大事の為、開催が必要とされる場合、会員の三分の一がこれを要請した場合、又は役員会が決定した場合。

会員総会においては、会員は各々一個の投票権を有する。投票権の行使に際し、会員は書面にて全権を委任することが出来る。委任状は会員総会毎に別途提出するものとする。

会員総会は非公開である。総会議長はゲストの参加を許可することが出来る。会員総会は役員会成員2名により執り行われる。選挙時には、投票実施中、及びそれに先立つ討議は選挙管理人または選挙委員会に総会の主導権を委譲することが出来る。

会員総会は少なくとも会員の3分の1の出席（委任状による代理人も含む）をもって議決が可能である。総会が不成立の場合は、新たに会員総会が招集されなければならない。この場合、会員総会は会員3分の1の出席が無くとも、決議が可能である。

会員総会は通常、投票された有効票の単純多数決で決議される。棄権は無効票として扱う。

定款改正の議決は出席会員の4分の3の賛成を必要とする。定款目的改正の議決は出席会員の4分の3の賛成を必要とする。

本会の解散は出席会員の4分の3の賛成を必要とする。賛否同数の場合は否決とする。採決方法は総会で決定する。発議があれば選挙は秘密方式で実施されるものとする。

選挙に於いては以下が適用される。最初の投票で有効票の過半数を獲得した候補者が一人もいない場合、得票数の多い候補者間の決戦投票が行われる。投票数が同じ場合は、代表が決定する。

本会の会計は2名の監査人により監査される。監査人は会員総会で、会員の中から2年任期で選出される。監査人は何時でも本会の全資産を調査出来るようであればならない。監査は、少なくとも年に一回（会員総会の前）実施される。監査人は会員総会にてその調査報告を行う。発議により役員会は免責される。

書記は会員総会経過の議事録を作成する。書記、総会議長及び他の役員会成員のうち一名がこれに署名する。

§ 9 会の解散

本会の解散は8条に定められた会員総会での過半数の同意をもってのみ決議される。本会が解散した場合、また本会の公益性あるいは税優遇目的を失った時、本会の資産はデュッセルドルフのディアコニーの“Leben im Alter Zentrum Oberkassel”に帰属し、直接、公益目的のみに使用される。

§ 10 定款の発効

本定款は会員総会で合法的に議決され、公益法人登記簿への登録日をもって発効する。

於デュッセルドルフ、2012年5月22日

注：（本定款は独文寄りの翻訳であり、法的には登記所に登記された際の独文が有効となる。）

（議事録作成者）

（役員）

（役員）